## 長野県民生委員児童委員協議会連合会生活福祉資金推進部会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、長野県民生委員児童委員協議会連合会(以下「県民児連」という。)会 則第13条第1項の規定に基づき生活福祉資金推進部会の運営に関し必要な事項を定めるも のとする。

(名 称)

第2条 この会の名称は、長野県民生委員児童委員協議会連合会生活福祉資金推進部会(以下「部会」という。)とする。

(目 的)

第3条 生活福祉資金貸付制度の円滑な運営を図り、民生委員児童委員活動の推進強化を図ることを目的とする。

(組 織)

- 第4条 部会は、長野県民生委員児童委員の内から県民児連会長が委嘱する部会員 10 名以内をもって組織する。
- 第5条 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。
- 第6条 部会長および副部会長の選出は、部会員の互選とする。
- 第7条 部会員の任期は、県民児連会則第8条の規定を準用する。

(事 業)

- 第8条 部会は、次の事項について調査研究し、県民児連会長に意見を述べるものとする。
  - (1) 地区民児協としての活動上の問題点について
  - (2) 生活福祉資金貸付制度の啓発、研修について
  - (3) 市町村民児協の活動促進方策について
  - (4) その他会長が必要と認め付議した事項

(経費)

第9条 この部会に必要な経費は、県民児連会計で処理するものとする。

附則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 前規程を廃止し、この規程を昭和60年4月1日から施行する。
- 3 平成2年11月27日一部改正する。

附 則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年12月1日から施行する。